

千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 概要

1 概要

行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）及び千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号。以下「条例」という。）がそれぞれ改正されたことにより、これまで書面掲示により行っていた法及び条例に基づく聴聞等に係る公示送達を、インターネットを利用する方法により行うとともに、書面掲示又は電子計算機の映像面を表示する措置により行うこととなった。

今般の改正は、これらの改正を踏まえ、所要の規定の整理等を行ったものである。

2 改正内容

- (1) 法及び条例の改正により、法及び条例に基づく聴聞等に係る公示送達がインターネットを利用する方法により行うものとされたことを踏まえ、インターネットを利用した公示送達に対応できるよう、書面掲示による公示送達を想定して定めた公示送達の様式を削除した。

（旧第2条第2項、旧第17条第2項、別記第2号様式及び別記第17号様式関係）

- (2) 公示送達の根拠規定が「法第15条第3項及び条例第15条第3項」から「法第15条第4項及び条例第15条第4項」に改められたことに伴い、条項ずれの修正を行った。

（第3条第1項関係）

3 施行期日

令和8年5月21日